平成２９年（フ）第２３２号
埼玉県熊谷市新堀1011番地16　Ｎ＆Ｔ103号室
債務者　松本　恭一
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３号
埼玉県秩父市寺尾154番地３
債務者　亀田かづ江（旧姓近藤かづ江）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第１２３２号
札幌市豊平区平岸７条13丁目２番14―301号
債務者　井藤　瞭子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７０号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目１番１―903号
債務者　東海林りえ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６１２号
札幌市中央区北６条西26丁目２番15―602号
債務者　込堂　恵美（旧姓西屋）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６２０号
札幌市西区発寒８条７丁目10番８号　マリオンコート発寒中央102号
債務者　小坂　和美（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６２５号
札幌市手稲区手稲本町５条２丁目１番２号５・２ハイツ302号
債務者　政岡　忍武
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３１号
札幌市東区北46条東３丁目４番６号　フラーリッシュⅠ105号
債務者　清水　志保
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６４８号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番７―105号
債務者　十倉　徹也
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０号
釧路市武佐４丁目７番14号
債務者　谷川　範美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４６３号
埼玉県狭山市入間川３―13―32　グランパル狭山211、住民票上の住所東京都台東区寿３丁目15番８号　島村方
債務者　粕谷アルマこと　ＫＡＳＵＹＡ　ＡＬＭＡ　ＢＡＬＡＹＡＮ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７８号
埼玉県富士見市羽沢１丁目６番13―201号
債務者　鬼頭智恵子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４８７号
埼玉県ふじみ野市苗間529番地17　ハイムサンロード苗間201
債務者　桑原　智章
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０１号
埼玉県飯能市大字下名栗460番地
債務者　市川フミ子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１１号
埼玉県日高市大字原宿353番地７　コーポアイド原宿103
債務者　五味　和幸
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６号
京都府舞鶴市行永東町10番地５
債務者　**廣**田ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１９７６号
大阪市西淀川区御幣島６丁目11番46―705号
債務者　北村　秀樹（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部